

公 聽 会 の 告 白

昭和48年8月21日第38号(第三種郵便物認可)

毎週火曜日及び
行 発 日 曜 金 休
當 日 は、
休 ま がと日
日 は、
當 たの

- 2 公聽会の案件
鳥取都市計画区域及び米子境港都市計画区域の用途地域の変更について
- 3 案件の概要
別記のとおり
- 4 公述の申出等
- (1) 公述の申出
公聽会に出席して案件についての意見を述べようとする者は、意見の要旨を400字詰原稿用紙2枚以内にまとめ、住所、氏名、職業及び年齢を明記し、押印した公述申出書を鳥取県知事に提出すること。
- (2) 申出期限
昭和48年8月28日(郵送による場合は、8月28日までに到着したものに限る。)
- (3) 公述人の選定等
知事は、同種の趣旨の意見を述べようとする者が多数ある場合において、必要があると認めるときは、公述人の数を制限し、又は意見を述べる時間を制限することがある。
- 5 公聽会に関する問合せ先
鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県土木部都市計画課
電話 鳥取局 (0857) 22-7111 (内線396~398)

◆◆◆ 鳥取市計画担当課の整理

公 聽 会 の 告 白

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条の規定に基づき、次のとおり公聽会を開催する。

昭和48年8月21日

鳥取県知事 石 破 二 明

1 開催の期日及び場所

区 分	期 日	場 所
鳥取都市計画区域の用途地域の変更に係る公聽会	昭和48年9月3日 午後1時から	鳥取市東町1丁目220番地 鳥取県土木部都市計画課
米子境港都市計画区域の用途地域の変更に係る公聽会	昭和48年9月4日 午後1時から	米子市角盤町2丁目61番地 米子市公会堂

別記

鳥取都市計画区域及び米子境港都市計画区域の用途地域の変更の概要
1 最近の人口と産業の都市への集中等による社会情勢の著しい変化等

に対応して、都市の秩序ある発展に資するため、住居環境の保護の強化を主眼として、次により用途地域を変更したい。

- (1) 建築基準法の改正により、従前の4種類の用途地域が8種類の用途地域に変更されたことに伴い、別図に示すとおり第1種住居専用地域、第2種住居専用地域、住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の8種類の用途地域に変更する。
- (2)既決定の用途地域を土地利用の基礎とみなし、これを極力純化する方向で変更することを原則として、できるだけ専用地域に変更する。なお、米子境港都市計画区域のうち、市街化区域内で用途地域が未決定の区域については新たに用途地域を定め、市街化調整区域内の既決定の用途地域についてはこれを廃止する。
- (3) 住居系の土地利用が行なわれるべき地域については、中高層住宅を含む住宅地として良好な環境を保護するための第2種住居専用地域とすることを基本として、低層住宅地として良好な環境を保護する必要のある地域は第1種住居専用地域とし、用途の混在をある程度認めながら主として住居の環境を保護する必要のある地域は住居地域とする。
- (4) 商業系の土地利用が行なわれるべき地域については、あまり過大な地域とならないことを前提として、銀行、百貨店等各種の商業業務施設の集中している地域は商業地域とし、周辺の住民に対して日用品を供給する商業等の利便を増すための地域は近隣商業地域とする。
- (5) 工業系の土地利用が行なわれるべき地域については、原則として

工業専用地域とするごとし、工業専用地域とすべき地域以外の地域は、現在の土地利用の状況を考慮して工業地域又は、準工業地域のいずれかの地域とする。

2 用途地域の種類別面積及びその構成率は、次のとおりである。

(1) 鳥取都市計画区域

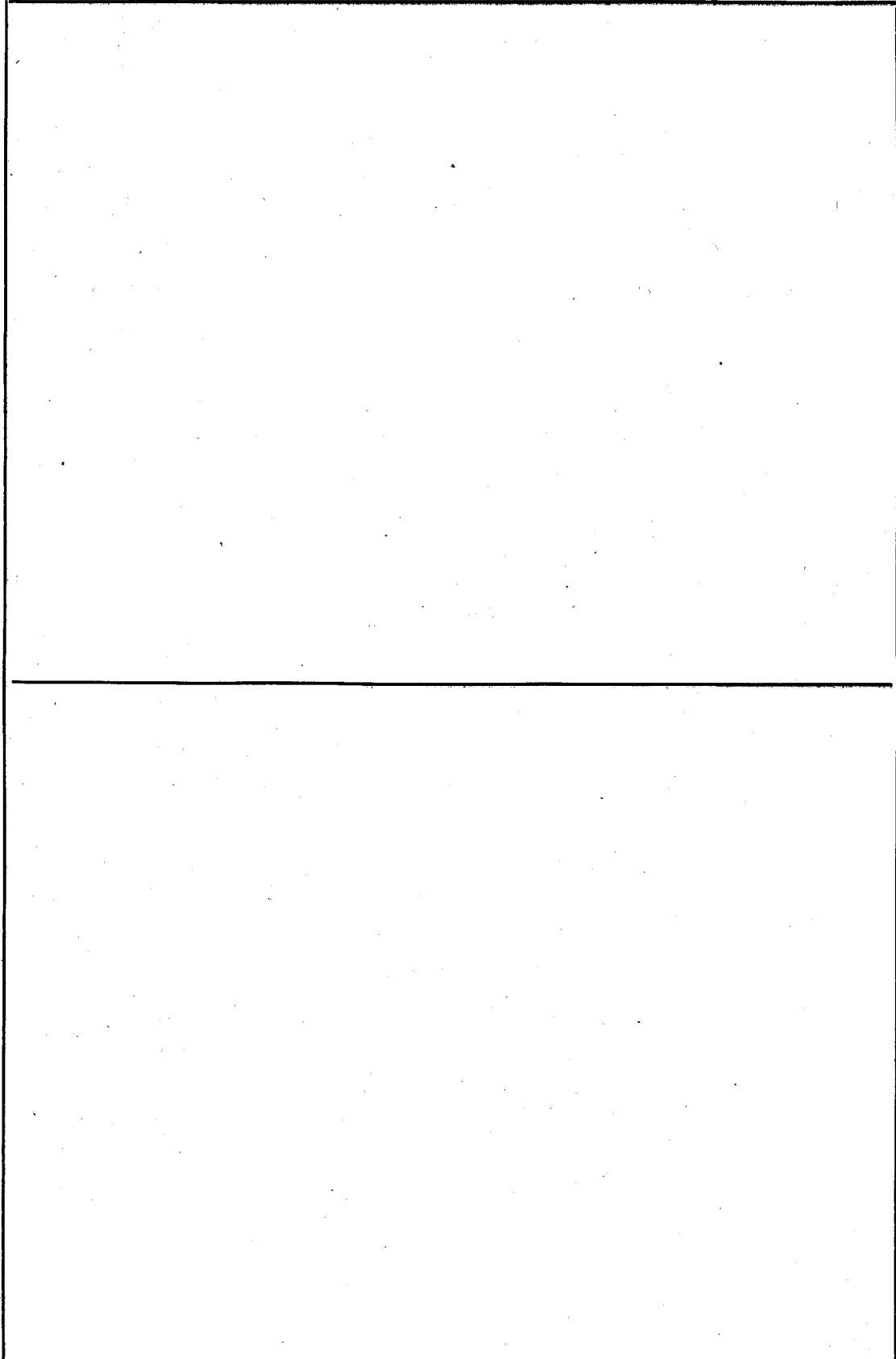
種類	面積(ha)	容積率(%)	建ぺい率(%)	外壁の後退距離の限度
第1種住居専用地域	28	60	40	—
	213	80	50	—
	36	100	60	—
合計	277			
第2種住居専用地域	532	200	※ 60	
住居地域	517	200	※ 60	
近隣商業地域	19	200	※ 80	
合計	99	300	※ 80	
商業地域	118			
合計	100	400	※ 80	
合計	27	500	※ 80	
商業地域	127			
準工業地域	280	200	※ 60	
工業地域	216	200	※ 60	
工業専用地域	318	200	※ 60	
総合計	2,385			

注 ※印を付した数値は、建築基準法第33条に規定されている数値、その他の数値は、都市計画において定めようとする数値である。

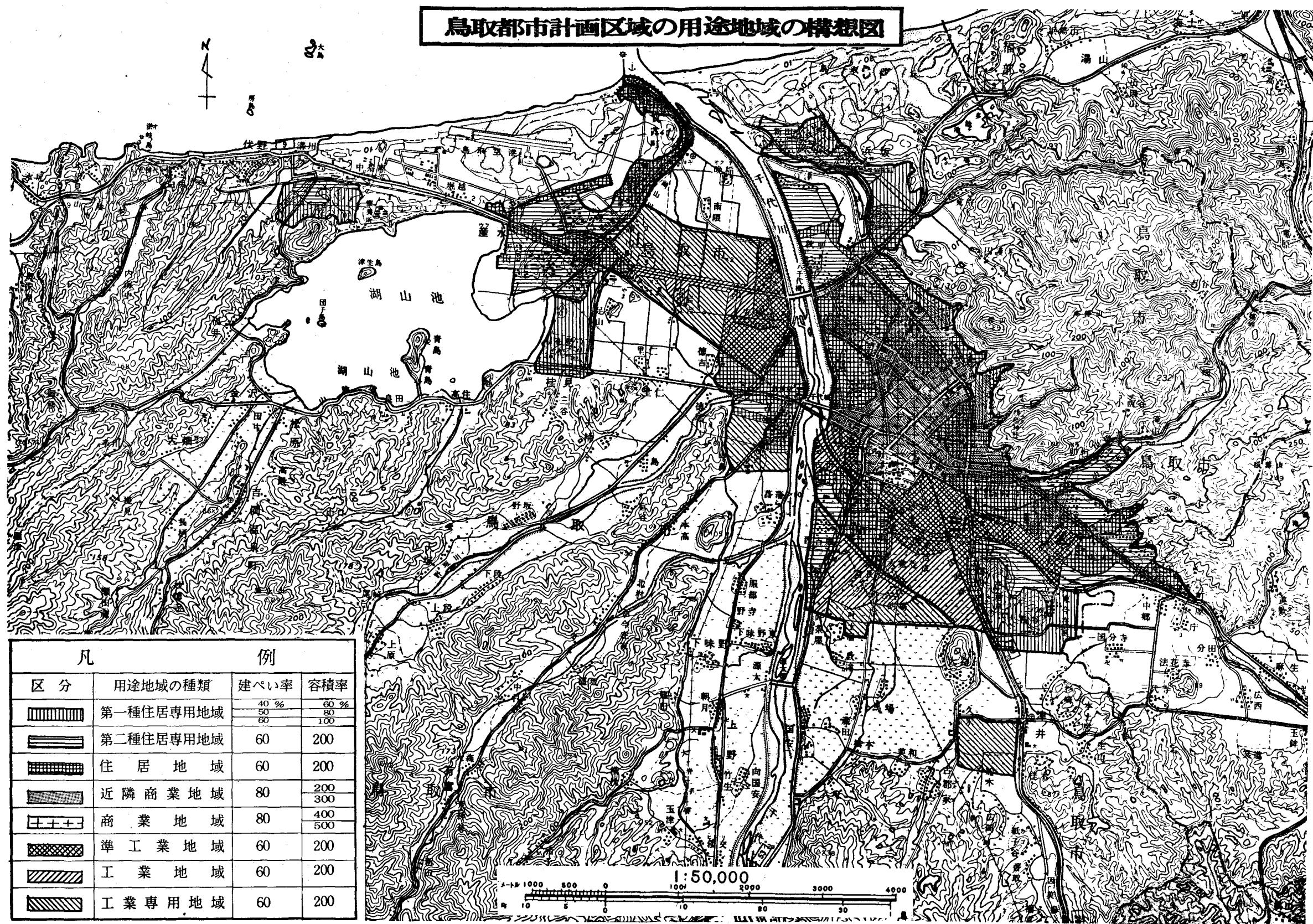
(2) 米子境港都市計画区域

種類	面積(ha)	容積率(%)	建ぺい率(%)	外壁の後退距離の限度
第1種住居専用地域	21	80	50	—
第2種住居専用地域	779	200	※ 60	
住居地域	927	200	※ 60	
近隣商業地域	41	200	※ 80	
合計	111	300	※ 80	
	152			
商業地域	150	400	※ 80	
合計	38	500	※ 80	
準工業地域	188			
工業地域	302	200	※ 60	
工業専用地域	277	200	※ 60	
総合計	305	200	※ 60	
	2,951			

注 ※印を付した数値は、建築基準法第53条に規定されている数値、他の数値は、都市計画において定めようとする数値である。



鳥取都市計画区域の用途地域の構想図



米子境港都市計画区域の用途地域の構想図

